Ⅱ　新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

探鉱費基準額の計算	当期に支出した新鉱床探鉱費の額及び当期の探鉱用機械設備の償却額の合計額	29	円	所得基準額の計算	所得金額総計又は個別所得金額仮計 （別表四「39の①」又は別表四の二付表「47の①」）	37	円
	(29)のうち国内の新鉱床探鉱費等の額	30			控除未済欠損金額又は控除未済連結欠損金個別帰属額 （別表七(一)「3の計」又は別表七の二付表一「9の計」）	38	
	(29)のうち海外の新鉱床探鉱費等の額	31			欠損金当期控除額又は連結欠損金当期控除額の個別帰属額 （別表七(一)「4の計」又は別表七の二付表一「19の計」）	39	
	(30)の額を超える探鉱準備金益金算入基準額	32			翌期繰越欠損金額又は連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額 (38)－(39)	40	
	探鉱費基準額 (29)又は((31)－(32)) （マイナスの場合は0）	33			当期の新鉱床探鉱費の特別控除額	41	
準備金益金算入基準額の計算	3年又は5年を経過した場合の益金算入額 (25の計)	34			所得基準額 ((37)－(40))又は((37)－(40)－(41)) （マイナスの場合は0）	42	
	任意取崩し等の場合の益金算入額 (26の計)	35		特別控除額 ((33)、(36)と(42)のうち少ない金額)		43	
	益金算入基準額 (34)＋(35)	36					